



新しい農業委員会委員が決まりました

7月29日(日)告示の下野市農業委員会委員選挙は、市内3選挙区(南河内8名、石橋7名、国分寺6名)とも定数どおりの立候補者数となったため無投票となりました。

また、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区・市議会から推薦を受け選任された8名を合わせて29名の農業委員が誕生しました。任期は3年間になります。

9月4日(火)に市長招集による第1回農業委員会総会を開催し、会長に高田憲一氏、会長職務代理に川井明氏、大橋一男氏の2名が選任されました。

高田会長は就任に際し、農業委員は地域農業者から選ばれた代表者として、農地と担い手の育成・確保に力を注ぎ、

地域に密着した活動に努めてまいりますので、皆様のご理解とご支援をお願いしますと挨拶されました。

各農業委員の担当地区が決定しましたので議席順に、氏名、担当地区、選挙・選任別を紹介します。(敬称略)

■問い合わせ先

農業委員会事務局

☎(48)2116

※農地の売買等権利移動や農業者年金などお気軽にご相談ください。

| | 氏名 | 担当地区 | 選挙・選任別 |
|----|-------|----------------------|--------|
| 1 | 若林 信夫 | 川西1・2 | 選挙 |
| 2 | 伊沢 隆一 | 東前原、下大領、入の谷 | 選挙 |
| 3 | 伊澤 健二 | 本吉田北・南、磯部 | 選挙 |
| 4 | 横井美智子 | 南国分、紫 | 議会 |
| 5 | 鈴木 正光 | 2丁目 | 河宇共済 |
| 6 | 宇賀持 昇 | 絹板台 | 土地改良区 |
| 7 | 池田フクエ | 下石橋、石橋 | 議会 |
| 8 | 吉田 力雄 | 下町、仲町、上町 | 小山農協 |
| 9 | 大橋 一男 | 川東、川北、川南 | 選挙 |
| 10 | 高山 弘 | 台坪山、西坪山 | 選挙 |
| 11 | 永山 茂夫 | 1丁目 | 宇都宮農協 |
| 12 | 菊地 利克 | 関根井、笹原 | 選挙 |
| 13 | 本橋 正利 | 柴南1・2・3・4・5 | 選挙 |
| 14 | 園部 善雄 | 4~6丁目、祇園町、成田 | 選挙 |
| 15 | 大橋 保夫 | 上大領、中大領 | 選挙 |
| 16 | 近藤 昇 | 国分1・2・3 | 選挙 |
| 17 | 手塚 庄一 | 細谷、橋本 | 選挙 |
| 18 | 大山 正吉 | 箕輪1・2 | 県南共済 |
| 19 | 藤沼 敏子 | 絹板 | 議会 |
| 20 | 鱒淵 拓也 | 川島、上吉田、鯉沼、三王山 | 選挙 |
| 21 | 海老原武明 | 町田上・下、谷地賀上・下、下文狭、東田中 | 選挙 |
| 22 | 館野 憲一 | 西田中、地久目喜、仁良川上・下 | 選挙 |
| 23 | 石嶋 英一 | 上古山1・2・3 | 選挙 |
| 24 | 高橋 栄 | 若林、通古山 | 選挙 |
| 25 | 川井 明 | 的場、上坪山、東根、塚越 | 選挙 |
| 26 | 大橋 正巳 | 柴北1・2・3 | 選挙 |
| 27 | 荒川 清光 | 下古山1・2・3 | 選挙 |
| 28 | 高田 憲一 | 下長田、上台 | 選挙 |
| 29 | 楡木 晴人 | 下原、祇園、緑、西区、3丁目 | 選挙 |

国民健康保険からお知らせ

特定健診の申し込み

平成24年度特定健診を医療機関「個別健診」で受診希望の方は11月30日(金)までとなります。お早目に受診してください。

なお、集団健診を希望する方は1月25日(金)までとなりますので、ご注意ください。

人間ドックの申し込み

国民健康保険加入者の人間ドック申し込みは、12月28日(金)が締め切りです。

受診は平成25年3月31日(日)まで可能ですので、希望される方は期限までに申し込みをお願いします。

なお、12月29日(土)以降の申し込みについては、国民健康保険からの補助は対象外となりますので、ご注意ください。

※人間ドックの補助金制度を利用している方は、特定健診の受診はできません。

■問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556

後期高齢者健康診査のお知らせ

健康診査を実施しています。未受診の方は、受診されますようお願いいたします。

■受診期限

平成25年1月31日(木)まで

■対象者

後期高齢者医療制度に加入している方

■検査内容

問診、身長・体重・血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査

■受診方法

個別健診・市内指定医療機関へお申し込みください。

集団健診・健康増進課 ☎(52)1116 へお申し込みください。

■受診料

無料です。

■受診に必要なもの

健康診査受診券、保険証

■注意事項

すでに生活習慣病等で医療機関を定期的に受診されている方は、必ずしもこの健診を受ける必要はありません。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(52)1112